

市内障害児通所支援事業所  
市内障害児相談支援事業所  
管理者 各位

## 横浜市障害児支援事業所等物価高騰対策支援金のご案内 (障害児通所支援・障害児相談支援事業所)

横浜市子ども青少年局 障害児福祉保健課

物価高騰の影響により、光熱費等の負担が増加している障害児通所支援事業所等の負担軽減を図るため、支援金を支給します。

### 1 支給対象

市内の指定障害児通所支援事業所、指定障害児相談支援事業所

### 2 支給経費

- ・事業所において負担する光熱費等
- ・サービス提供に使用する車両に係る燃料費

### 3 支給額

#### 【光熱費等】

#### 1 事業所あたりの単価（光熱費）

(単位：円)

事業所 開始日 事業種別	令和 5 年 10 月 1 日 以前	令和 5 年 11 月 1 日	令和 5 年 12 月 1 日	令和 6 年 1 月 1 日	令和 6 年 2 月 1 日
障害児通所支援事業所	25,000	22,000	19,000	16,000	13,000
障害児相談支援事業所	5,000	4,000	3,000	2,000	1,000

#### 【サービス提供に使用する車両に係る燃料費（サービス提供に使用する車両を所有する場合のみ）】

#### 1 事業所あたりの単価（燃料費）

(単位：円)

事業所 開始日 事業種別	令和 5 年 10 月 1 日 以前	令和 5 年 11 月 1 日	令和 5 年 12 月 1 日	令和 6 年 1 月 1 日	令和 6 年 2 月 1 日
障害児通所支援事業所 (台数上限：2 台)	15,000× 台数	12,500× 台数	10,000× 台数	7,500× 台数	5,000× 台数
障害児相談支援事業所	15,000	12,500	10,000	7,500	5,000

#### 4 支給要件

令和6年2月1日時点で本市の指定等を受けて、障害児通所支援及び障害児相談支援を実施する横浜市内の事業所を運営する者であり、令和6年3月31日まで事業を継続する見込みのある者とします（ただし、申請日時点でサービス提供を開始していない者、申請日時点で事業の廃止または休止している者は除く）。

「サービス提供に使用する車両に係る燃料費」については、法人所有の車両（リース可）に限ります（個人所有の車両、レンタカー不可）。

#### 5 留意事項

- ・同一の事業所番号で複数事業を実施する事業者は、実施する事業のいずれか一事業のみを対象として申請するものとします（事業所番号一つにつき、1回のみの申請とする）。
- ・燃料費について、同一の車両について複数の事業所で補助を申請することはできません。

#### 6 申請方法・申請窓口等

##### (1) スケジュール

申請受付開始：1月15日（月） （お問い合わせ窓口の開設も同日から）

申請締切：2月16日（金） 必着

支給時期：申請および請求受付順に審査を行います。審査が済み次第、本市から「交付決定通知」を送付し、あわせて支払いの手続きを行います。

##### (2) 必要書類

共通	横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書 (様式第1号)
	横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金交付請求書 (様式第5号)
	交付請求書（様式第5号）に記載した口座情報を全て確認できる通帳等のコピー インターネットバイキングの場合は、同様の情報が確認できるPC画面等のコピー
	令和5年度サービス提供分障害児通所給付費等支払決定額通知書（写）等 事業実施継続していることがわかる書類

⚠ 本補助金にかかる申請に限り、様式第1号と第5号は同時に提出してください。なお、第5号（請求書）の日付は空欄にしてください、お願いいたします。

燃料費等補助を申請する場合のみ	サービス提供に使用する車両を所有することがわかる書類 (例：法人名義の車検証の写し、令和5年1月以降に発行された車両は、車検証及び自動車検査証記録事項（A4サイズ）の写し等)
	<リース契約の場合> 車検証の写し及びリース契約の内容が分かる書類

※下記のような誤りが多く見受けられます。迅速な交付手続のためにもご注意ください。

##### ・交付申請書兼実績報告書（様式第1号）

①車両所有者の欄は、車検証上に記載されている「所有者」とすること。

※「使用者」と「所有者」が異なる場合には、必ず車検証を確認の上、「所有者名」を記載する。

②車検証の所有者名に個人の名前が記載されている車両では申請できません。

③リース車両の場合は、必ずリース契約の内容が分かる契約書の写し等を添付してください。リース費用支払い明細書等の契約書以外では**代替できません**。

・請求書（様式第5号）

①様式に記載されている「3 添付資料（1）横浜市物価高騰対策支援金交付決定通知書兼交付額確定通知書の写し」は今回申請時の提出は**不要**です。

②添付書類は「振込先がわかる金融機関の口座の通帳等の写し（銀行名・支店名・金融機関番号・支店コード・預金種別・口座番号・口座名義（カナ表記）を**全て確認できるもの**）」となります。

③銀行口座の口座名義は「**カタカナ**」での記載が必要です。

④右上の年月日記載欄は「**空欄のまま**」ご提出ください。

（3）申請について

上記「必要書類」をご確認いただき、申請書類一式を「郵送」で以下お問い合わせ先にご送付ください。必要書類は不備・不足のないよう、ご注意ください。

【申請書等郵送先・お問い合わせ先】

〒247-0005 横浜市栄区桂町 735-5 横浜桂郵便局ビル3階

株式会社CTI 情報センター

「障害児施設等物価高騰支援費受付担当」

TEL 045-330-0925（平日9時～17時 ※12～13時を除く）

7 その他

「サービス提供に使用する車両に係る燃料費」を請求された事業所に対しては、履行確認のため、**事前連絡なし**で、横浜市こども青少年局障害児福祉保健課職員が訪問することがありますので、あらかじめご了承ください。